

用語の説明

1 現金収支と現物収支

収支は、現金を主とし、現物収支は、現金収支と分けて大きな分類のみ別掲している。

2 収支項目

- (1) 可処分所得……「実収入」から税金、社会保険料などの「その他の実支出」を差し引いたものである。「実収入」は、いわゆる「税込み収入」、「可処分所得」は「手取り収入」に相当する。
- (2) 貯蓄純増……「預貯金」と「保険掛金」の合計から「預貯金引出」と「保険取金」の合計を差し引いたものである。

3 用途分類と品目分類

消費支出は、「用途分類」と「品目分類」の2種類に分類される。「用途分類」とは、世帯で購入した商品とその世帯で使うか、それとも他の世帯に贈るかという使用目的によって分類する方法である。「品目分類」とは、この用途に関係なく、同じ商品は、同じ項目に分類する方法である。この報告書では、第1～9、14～26、31表は用途分類で、第10～13、27～30表は、品目分類である。

4 基礎的支出・選択的支出

消費支出は、米、家賃、電気代などの生活上不可欠で基礎的な支出項目と、エア・コンディショナ、ピアノ、映画観覧料などの嗜好的で、選択的な支出項目に分類される。

この分類は、消費構造や消費動向をみるために、支出弾力性により、品目単位に分類して集計したものである。消費支出総額の変化率に対する費目支出の変化率の比が、1.00未満を基礎的支出、1.00以上の費目を選択的支出に分類する。

なお、昭和60年1月、62年1月、平成2年1月、7年1月、12年1月に、分類基準を一部変更したため、それ以前とは完全には一致しない。

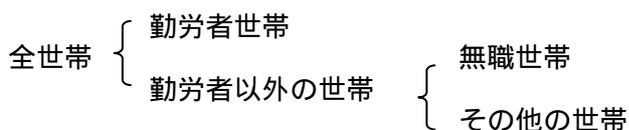
5 財とサービス

消費支出(こづかい、交際費、仕送り金を除く。)を品目分類による支出項目により、財(商品)とサービスとに分類して集計したものである。さらに、財については、耐久度と価格により、耐久財、半耐久財及び非耐久財に3区分している。

6 世帯と世帯員

(1) 世帯

世帯とは、住居と家計をともしする人の集まりである。生計分析調査では、二人以上の非農林漁家世帯を対象としている。この世帯の家計費の主たる収入を得ている人を世帯主として、世帯主の職業により、次のとおり分類する。



勤労者世帯とは、世帯主が、会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯である。勤労者以外の世帯とは、勤労者世帯以外の世帯で、無職世帯とその他の世帯からなる。その他の世帯とは、世帯主が、商人・職人、個人経営者、法人経営者、自由業者などの世帯である。

なお、その他の世帯については、年間収入以外の収入の調査をしないので、全世帯は、支出のみを集計している。

(2) 世帯員

世帯主とその家族のほかに、家計をともししている同居人、家族同様にしている親戚の子供、住み込みの家事使用人、営業上の使用人なども世帯員とみなしている。

また、家族であっても、別居中の人、家計を別にしてしている間借人などは世帯員に含めない。

(3) 世帯の属性分類

- ・世帯形態.....世帯を配偶者の就業状態、家族構成等で分類したものである。
- ・職能形態.....世帯を世帯主の就業上の地位等で分類したものである。
- ・標準世帯.....夫婦と子供2人の4人で構成される世帯のうち、有業者が世帯主1人だけの世帯に限定したもの。
- ・無職高齢者世帯.....世帯主が無職で、かつ、世帯形態が高齢者世帯に区分される世帯。

7 7分位階層別

この階層区分は、調査世帯の生計支出額、年間収入額、勤め先収入額のそれぞれについて、小さいものから大きいものへ順番に並べ、これを7等分したものである。

8 世帯数分布

標本世帯の分布状況を示す、1万分比の構造係数である。なお、抽出率の関係で、必ずしも、調査世帯の構成比とは一致しない。

9 住居の所有関係

持ち家とは、居住している世帯がその住宅を所有している場合である。未登記又は分譲住宅などで、分割払いの未払い分があっても、居住していれば、これに含める。

民営借家とは、居住している世帯がその住宅を借りている場合で、次の公営借家、公団・公社の借家、給与住宅に該当しないものである。

公営借家とは、都営又は区市町村営の賃貸住宅に居住している場合である。

公団・公社等借家とは、都市基盤整備公団、住宅供給公社などの公的機関の賃貸住宅に居住している場合である。

給与住宅とは、勤め先の会社、官公庁、団体などが職員家族を居住させるために所有管理している住宅に居住している場合である。

10 住宅ローンの有無

土地家屋借金返済の有無による区分である。

11 公共的料金

公共的料金とは、「公共料金等」と「準公共料金等」とからなっている。

公共料金等とは、主として公共料金を含む項目及び公共的施設等を利用する上で、必然的に支出を伴う項目を含む。一般概念としての公共料金は、政府や地方公共団体等の機関が、料金の決定や改正に直接関与する料金等を指し、具体例としては総務省の消費者物価指数などで調査分類されている項目があるが、この調査の公共料金等は、収支項目分類上の制約等から、その内容とは必ずしも一致しない。

準公共料金等とは、民間の流通機構又はサービスの提供によるものではあるが、公共料金と代替の関係にある項目並びに物価動向及び都民生活上公共料金等に準じる重要な支出項目を含む。

なお、この分類は、品目分類によっている。含まれる品目は、第12、30表参照。

負担率は、昭和55年までは、生計支出に占める割合であったが、56年以降、消費支出に占める割合に変更し、同時に54年まで遡及して再計算している。

また、53年以前の公共的料金は、公共料金等と準公共料金等に分割することができない。その範囲は、54年以降と異なり、給与住宅家賃を含み、たばこ、食塩を含まない。

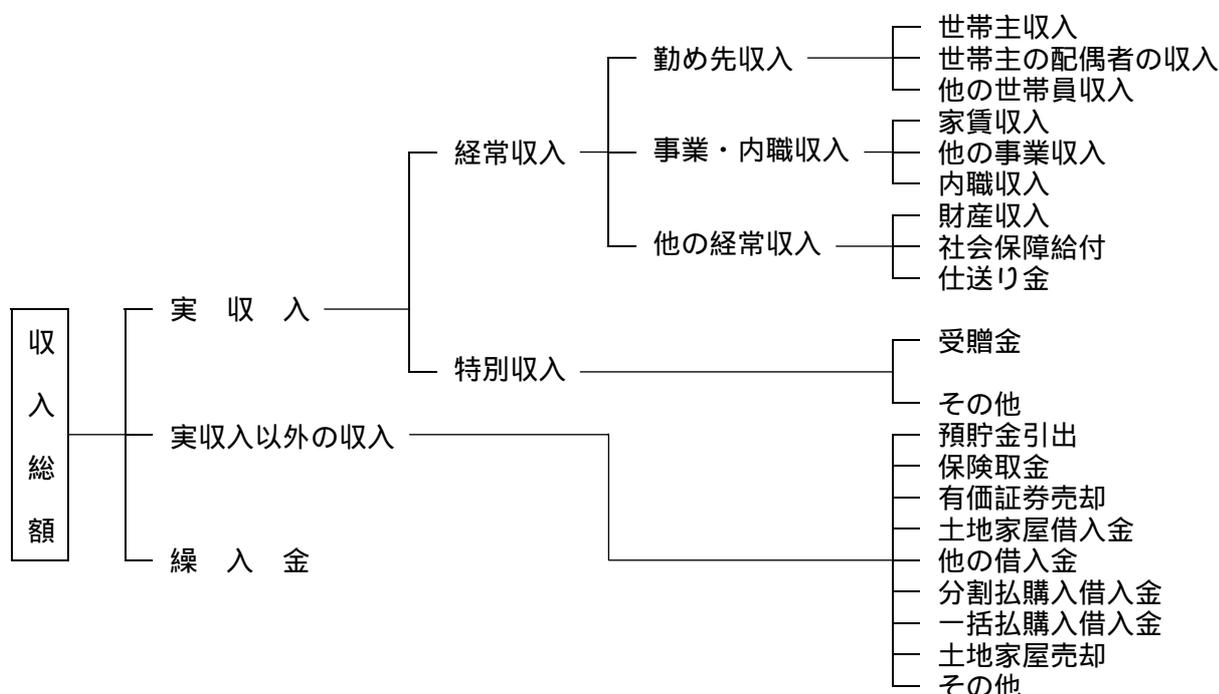
収支項目分類の基本原則

1 収入

収入総額は、実収入、実収入以外の収入、繰入金に分類される。

- (1) 実収入とは、世帯員全員の現金収入(税込み)を合計したもので、主として、勤労や事業の対価として新たに家計に入る収入である。中間項目として、経常収入と特別収入がある。経常収入には、勤め先収入、事業・内職収入、他の経常収入が含まれ、家計の消費行動に大きな影響を与える定期的あるいは再現性のある収入である。また、特別収入には、受贈金、その他の実収入が含まれる。中間項目を設けた理由は、その他の実収入に含まれる退職金、遺産相続などの影響により、実収入額が一時的に大きな増減を示すことがあるからである。
- (2) 実収入以外の収入とは、預貯金引出、財産売却、保険取金、借入金などの資産の減少あるいは負債の増加となるもので、分割払いや一括払い購入による負債の増加も含む。
- (3) 繰入金は、前月の月末における世帯の手持ち現金残高である。なお、調査世帯の交替等のため、支出項目の前月の繰越金とは一致しない。

(収入内訳の関連図)

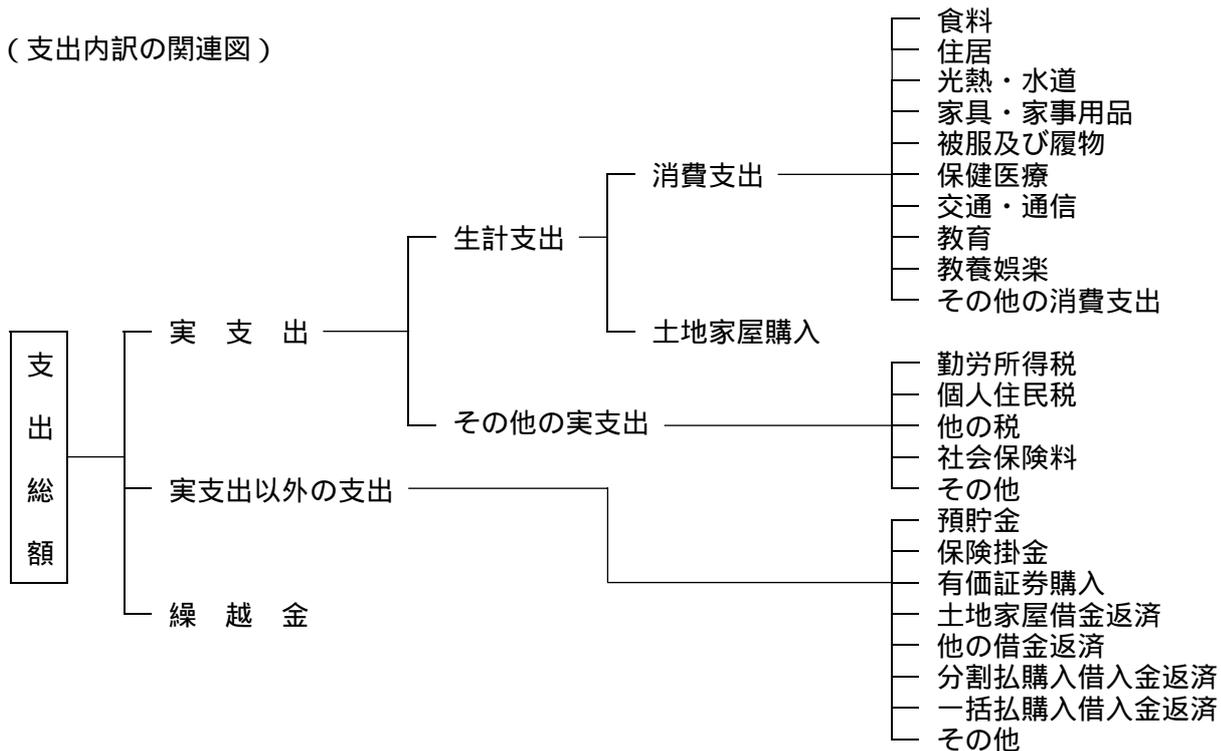


2 支出

支出の部は、「実支出」(生計支出とその他の実支出に2分される。),「実支出以外の支出」、
「繰越金」に大別される。

- (1) 「生計支出」は「消費支出」と「土地家屋購入」からなる。
消費支出は、いわゆる生活費のことであり、食料、住居、光熱・水道、家具・家事用品、被服及び履物、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽、その他の消費支出の10費目に大別される。
生計支出は、用途分類と品目分類の2体系に分類される。
- (2) 「その他の実支出」は、税金、社会保険料などの支出項目からなる。
- (3) 「実支出以外の支出」は、資産の増加又は負債の減少を意味する支出で、預貯金、投資、借金返済などからなる。
- (4) 「繰越金」は、その月の月末における世帯の手持ち現金残高である。

(支出内訳の関連図)



3 現物収入と現物支出

現物収支は、現金収支と分けて、大きい項目のみ別掲している。

外部からの現物のもらい物や自家菜園の産物などは、先ず「現物収入」として取り扱われ、収入の該当する項目に分類され、同時に「現物支出」として、支出の該当項目に分類される。

また、金額の一部を会社又は他人が負担しているために安い価格で購入した場合も、その負担された分を現物収入として取り扱う。ただし、持ち家世帯の帰属家賃は含めない。

4 分割払又は一括払での購入

これは負債の増加であるため、実収入以外の収入の分割払購入借入金又は一括払購入借入金に分類し、次いで、財又はサービスの購入として、生計支出のうち該当する項目に分類する。

その代金を支払った場合には、負債の減少として実支出以外の支出の分割払購入借入金返済又は一括払購入借入金返済に分類して収支のバランスをとる。

ただし、水道、電気、ガス、新聞など月ぎめ購入するものについては、一括払とはしないで、代金を一括して支払ったときに現金で購入したものとする。

5 品目分類と用途分類

生計支出は、品目分類、用途分類の2体系によって分類されている。

(1) 品目分類

品目分類は、世帯が購入したものを、同一商品は同一項目に分類し、更に、項目を用途の類似したものでまとめていく方法である。

しかし、商品の用途は、その見方は多様であり、一つの分類体系にまとめあげるのは困難である。このため、この分類では、学校教育、旅行、冠婚葬祭については、次のような特別な規定を設けてあるので、利用に当たっては注意が必要である。

ア 学校教育の場合

「教育」に分類されるものは、授業料、受験料、入学金、学級費、修学旅行費、PTA会費、教科書、学習参考書、補習教育月謝などに限られ、ノート、鉛筆などの文房具、学習机、本箱などは「教養娯楽」、学生服、学帽などは「被服及び履物」、ランドセル、学生カバンなどは「諸雑費」の中の「身の回り用品」、通学定期代などは「交通・通信」、給食は食料の「学校給食」に分類する。

イ 旅行の場合

「宿泊料」に分類されるのは、宿泊と明記されているものに限られ、旅行の際の電車賃、バス代等は、「交通・通信」、拝観料などは「教養娯楽」の中の「入場・観覧・ゲーム代」の該当する項目に分類される。しかし、旅行費用として、一括して記入されている場合又はバック旅行などの費用は、「バック旅行費」に分類される。

ウ 冠婚葬祭の場合

「冠婚葬祭費」に分類されるものは、挙式費用、葬儀費用、祈とう料などに限られる。これら以外の、例えば、新婚生活のために購入した衣服は「被服及び履物」、装身具は「身の回り用品」、調度品は「家具・家事用品」、新婚旅行のための交通費は「交通・通信」というように、各々の項目に分類される。ただし、新婚旅行の費用であっても、旅行費用として一括記入され内容が不明のものは、便宜上「バック旅行費」に分類される。

(2) 用途分類

生計分析調査で用いる「用途分類」は、購入した物の用途に従って分類する方法である。商品、まず世帯内で使うか、世帯外の人のために使うかによって大別し、世帯内で使う物については、品目分類によって分類する。世帯外の人に対する贈答、接待等のためのものは、贈与金、つきあい費、負担金とともに交際費に分類される。

なお、商品を世帯内で使うか、世帯外の人のために使うかの区別は、購入時に決め、その後の変更は考慮しない。

(3) 品目分類と用途分類の差異

品目分類と用途分類は、以上の方法によっているので、例えば、贈答用として購入した菓子は、品目分類ではその用途のいかんにかかわらず、「食料」に分類される。したがって、いずれの分類によっても、家計支出の総額は変わらず、品目分類と用途分類の差異は、家計支出の内訳の交際費に関する部分のみとなる。品目分類による当該項目の支出額からそれぞれ該当する用途分類の各中分類の支出額を差し引いた差額は、交際用として支出された分であって、その合計は用途分類の交際費の「食料」から「他の物品サービス」までの5項目にそれぞれ積み上げられている。

各項目の分類原則は、次のとおりである。

[1 食料]

分類原則

飲食に供する食品及びこれに伴うサービスに対する支出を含める。サービスとは、例えば、外食、もちつきなどの加工サービスなどである。

分 類			中分類	
食 料	内 食	食	主として調理の 素材となる食物	1 穀 類 2 魚介類 3 肉 類 4 乳卵類 5 野菜・海藻 6 果 物
			物	7 油脂・調味料 8 菓子類 9 調理食品
	外 食	飲料	10 飲料 11 酒類	
		飲料	12 外食	

(ア) 内 食

a 食物

食物は、主として調理の素材となる食物、油脂・調味料、菓子類、調理食品からなる。

(a) 主として調理の素材となる食物

主として調理の素材となる食物は、まず、素材別に区分し、その中を更に加工度により分ける。したがって、肉の缶詰は「肉類」に、魚の缶詰は「魚介類」というように、それぞれの素材の項目に分類する。

なお、加工とは、原則として工業的加工をいう。

(b) 調理食品

調理食品には、工業的加工以外の一般的に家庭や飲食店で行うような調理の全部又は一部を行った食品で、簡便な調理をし又はしないで食用に供されるものが分類される。

なお、冷凍調理食品、レトルトパウチ食品及び複数素材を調理したものも含める。したがって、店頭販売するまでに行う最小限の加工（洗浄、切断、不要物の除去等）を施したものの、また、原則として素材に工業的加工を施したものは、調理食品とはせず、それぞれの素材の項目に分類する。

しかし、種々の材料を集めて直ぐ調理できるようにパックしたそうざい材料セットは、調理食品とする。

なお、もちつき代などの食料に関する加工賃は、調理食品に分類する。

b 飲料

広義の飲料は、飲料と酒類からなり、乳製品、薬用品以外の飲み物で、素材となる茶の葉や顆粒・粉末などを含む。

(イ) 外 食

外食は、原則として飲食店における飲食費を分類するが、飲食店より提供された飲食物は、出前、持ち帰りの別にかかわらず、すべて外食に分類する。外食以外の食料を内食とする。

[2 住居]

分類原則

住居には、現住居及び現住居以外の住宅並びに宅地に関する支出を分類する。

住居は、借家と持家の区分を考慮して、次の中分類に区分される。

住居 { 家賃地代
設備修繕・維持

(ア) 火災保険料

現住居及び現住居以外の住宅に付した掛捨て型火災保険の保険料並びに家財に付した掛け捨て型火災保険の保険料は、住宅に関する支出とみなして住居に分類する。

(イ) 貸家に関する支出

世帯が他の世帯等に賃貸している貸家の畳替費用などの維持・修繕費は、事業経費であるので、消費支出には含めない。

(ウ) 財産購入費

住宅又は土地の購入費、住宅の新築・増改築の費用は、財産の購入のための支出であるので、土地家屋購入に分類する。

(I) 住宅ローンの返済金

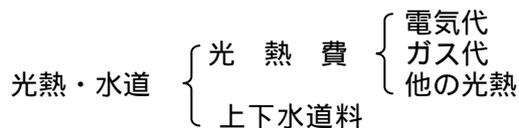
住宅又は土地を購入するための借入金の返済は、負債の減少であるので、実支出以外の支出の土地家屋借金返済に分類する。

[3 光熱・水道]

分類原則

光熱・水道には、住宅の冷暖房及び家事等に用いるエネルギーの購入費である光熱費並びに上下水道料を分類する。

光熱・水道は、次のように区分される。



エネルギーの購入費であっても、住宅の冷暖房や家事等に用いないもの（ガソリン、電池の購入費、模型飛行機の燃料代等）は、その用途を考慮して他の大分類に分類する。

〔 4 家具・家事用品 〕

分類原則

家具・家事用品には、家具、家事に必要な商品及び家事に関するサービスへの支出を分類する。家具・家事用品は、財・サービスの区分及び財の耐久性を考慮して、次の中分類に区分される。



(ア) 家庭用耐久財

家庭用耐久財には、洗濯や掃除に用いる耐久財、エア・コンディショナや電気こたつなどの冷暖房用の耐久財のほか、たんす、食卓などの収納用、家事用の家具を分類する。ただし、テレビ、ビデオテープレコーダなどの主に娯楽用の耐久財や学習机は、教養娯楽に分類する。

(イ) 室内装備・装飾品

室内装備・装飾品には、主に室内に配置する備品であって、カーテンやじゅうたんのよう装飾を兼ねたもの又は置き時計やひな人形のように鑑賞的要素のあるものを分類する。

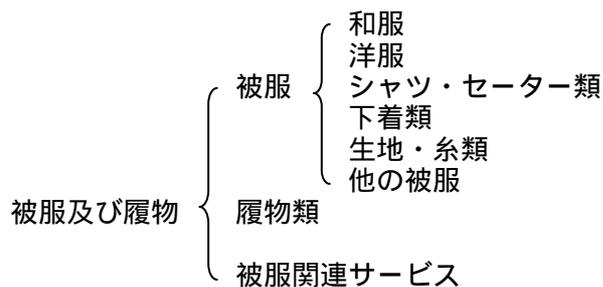
(ウ) 家事サービス

家事サービスには、家事使用人給料などのほか、家具・家事用品に分類される耐久財や半耐久財の修理代などを分類する。

〔 5 被服及び履物 〕

分類原則

被服及び履物には、被服及び履物並びにそれに関するサービスへの支出を分類する。被服及び履物は、財・サービスの区分、被服の用途を考慮して、次の中分類に区分される。



(ア) シャツ・セーター類

シャツ・セーター類には、ワイシャツ、ブラウス、セーターなどの中着を分類する。

(イ) 下着類

下着類には、下着のほか寝巻を分類する。

(ウ) 男子用、女子用、子供用の区分

洋服、シャツ・セーター類、下着類については、それぞれ更に男子用、女子用、子供用に区分する。

(エ) 生地・糸類

生地・糸類には、ミシン糸、ボタンなどの洋服や和裁に一般的に用いられるものを分類する。たとえ、特定の世帯にとってはミシン糸が手芸用であっても生地・糸類にする。

(オ) 被服関連サービス

被服関連サービスには、被服及び履物に分類されるものについての仕立代、クリーニング代、修理代及び賃借料を分類する。

なお、結婚式や披露宴に花嫁及び花婿が用いる衣装の賃借料は、その他の消費支出の婚礼関係費に分類する。

[6 保健医療]

分類原則

保健医療には、疾病の治療、健康の維持、身体の矯正のために必要な商品及びサービスへの支出を分類する。

保健医療は、財・サービスの区分を考慮して、次の中分類に区分される。

保健医療 { 医薬品
健康保持用摂取品
保健医療用品・器具
保健医療サービス

(ア) 健康保険組合等の負担分

医師の診療代、投薬料、入院料等は、国民経済的にみると、患者の自己負担分（病院の会計窓口で実際に支払う金額）と健康保険組合等による補てん分（健康保険料によって賄われる）に区分されるが、患者の自己負担分のみを消費支出としてとらえる。

(イ) 健康保持用摂取品

健康保持用摂取品とは、有用な栄養素を多量に含有し、健康維持・増進や疾病予防のために用いる食品であり、従来「他の医薬品」に含まれていたものである。健康保持用摂取品には、栄養成分の補給など保健・健康増進のために用いる食品であって、錠型、カプセル、顆粒状、粒状、液（エキス）状等通常の医薬品に類似する形態をとるものを分類する。

なお、強化米などの特殊栄養食品、健康茶、有機栽培野菜など食品として通常用いられる素材や成分から成り、かつ通常の形態及び方法により摂取されるものは、食料のそれぞれの項目に分類する。

(ウ) 保健医療サービス

保健医療サービスには、疾病の治療、健康の維持、身体の矯正のために必要なサービスへの支出を分類する。

したがって、病院の診療代、入院料のみならず、あんま・マッサージ代、人間ドック受診料、検眼料等もここに分類する。

[7 交通・通信]

分類原則

交通・通信には、人の移動、物の運送、情報の伝達に必要な商品及びサービスへの支出を分類する。

交通・通信は、輸送手段が自家用（主として財）か公共用（サービス）かの別、移動するものが人か物かの別によって、次の中分類に区分される。

交通・通信 { 人の移動 { 交通
自動車等関係費
物の運送・情報の伝達 —— 通信

(ア) 交通と自動車等関係費の区分

交通には、公共輸送機関、施設の利用料金を分類し、自動車等関係費には自家用の輸送機器に関する支出を分類する。

(イ) 通信

通信には、情報の伝達に必要な料金、物の輸送に必要な料金、情報の伝達に用いる機器に関する支出を分類する。

[8 教育]

分類原則

教育には、学校教育法に定める学校で受ける教育及びその学校の主要科目の補習に必要な商品及びサービスへの支出を分類する。

教育は、財・サービス区分を考慮して、次の中分類に区分される。

教育 { 授業料等
教科書・学習参考教材
補習教育

(ア) 学校納付金、遠足代、学校合宿費等の取扱い方法

学校納付金、遠足代、学校合宿費等について、家計簿に内訳が記入してある場合は、それぞれの項目（例えば、文房具は教養娯楽へ、交通費は交通・通信へ）に分類する。内訳の記入がない（一括記入）場合には、便宜、授業料等の中の該当項目に分類する。

(イ) 補習教育

補習教育には、学校教育法で定める学校の主要科目の補習に必要なサービスへの支出を分類する。

ここでいう主要科目とは、上級の学校を受験するために必要な科目（英語、数学、国語等）を指す。

ピアノ教室、スイミングスクール、英会話学校などの教養的、実用的な教育に必要なサービスへの支出は教養娯楽に分類する。

[9 教養娯楽]

分類原則

教養娯楽には、教養娯楽、趣味などのために必要な商品及びサービスへの支出を分類する。

教養娯楽は、財・サービスを考慮して、次の中分類に区分される。

教養娯楽 { 教養娯楽用耐久財
教養娯楽用品
書籍・他の印刷物
教養娯楽サービス

(ア) 耐久財の取り扱い

教養、娯楽、趣味などの用途に用いる耐久財は家具・家事用品ではなく、教養娯楽に分類する。したがって、ラジオ、テレビ、学習用机などはここに分類する。

(イ) 被服及び履物との区分

被服及び履物であっても、スキーウェア、水着、スパイクシューズなどのスポーツ用の衣服、靴は、ここに分類する。

[10 その他の消費支出]

分類原則

その他の消費支出には、消費支出のうち大費目の食料から教養娯楽に分類されない商品及びサービスへの支出を分類する。

その他の消費支出は、他の世帯への移転であるかどうかを考慮して、次の中分類に区分される。

その他の消費支出 { 諸雑費
こづかい
交際費
仕送り金

(ア) 諸雑費の内訳

諸雑費には、交際費や仕送り金など他の世帯への移転となる支出以外の支出を分類する。具体的には、理美容サービス、理美容用品、身の回り用品及びたばこを分類する。

(イ) こづかいについて

こづかいには、こづかいのうち用途が不明なものを分類する。

なお、こづかいについては原則として可能な限り支出項目及び用途を調べ、それぞれの項目に分類する。

(ウ) 交際費について

交際費には、贈答用金品及び接待用支出並びに職場、地域などにおける親睦会及び負担費を分類する。

[土地家屋購入]

分類原則

土地、家屋などの不動産の購入に限る。増改築を含む。

これは、総務省の家計調査の「実支出以外の支出」のうち、「財産購入」と同一概念の分類項目であるが、生活基盤をなす基礎的支出としての性格が強いため生計支出に含める。したがって、生計分析調査の「実支出以外の支出」にこの「土地家屋購入」を加えたものが、家計調査の「実支出以外の支出」の概念と一致する。